

令和2年4月1日

公益財団法人久留米市生きがい健康づくり財団一般事業主行動計画

当財団では、次世代育成支援対策推進法の趣旨を踏まえ、職員が仕事と家庭を両立できるように、職場環境の整備を進めるとともに、職員全員がその能力を十分発揮できるようにするため、次のとおり行動計画を策定する。

記

1 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

2 計画内容

子育てを行う職員に対し、仕事と家庭の調和を実現できるような制度と労働環境の整備を進める。

目標1	育児休業の取得率の向上 男性職員 育休制度の利用者1名以上 女性職員 取得率100%を維持・継続する
-----	--

<対策> 令和2年4月～

- ・育児休業制度の周知徹底を図る
- ・男性職員を含め利用しやすい環境作りを図る
- ・育児休業期間中の代替要員の確保を図る

目標2	年次有給休暇の取得率の向上 令和元年度の年次有給休暇取得率以上を目標とする
-----	--

<対策> 令和2年4月～

- ・休暇取得状況を分析し、現状を把握し、改善点を検討し、取得日数の促進を図る
- ・家族や子どもとのふれあいの為に、年休取得可能な職場環境を整備する

目標3	時間外勤務時間の削減 令和元年度の時間外勤務時間に対し、5%以上の減少を目標とする
-----	--

<対策> 令和2年4月～

- ・ノー残業デー（毎週水曜日）を周知徹底し、時間外の削減を図る
- ・36協定の遵守と時間外業務の管理徹底を図る
- ・所定外労働の原因の分析等を行うなど、職場環境を整備する

令和4年4月1日

公益財団法人久留米市生きがい健康づくり財団一般事業主行動計画

当財団では、女性活躍推進法の趣旨を踏まえ、女性職員の能力が発揮できる職場の環境整備を進めるため、次のとおり行動計画を策定する。

記

1 計画期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間

2 計画内容

女性職員の労働環境の整備を進める。

目標1	女性職員がいない又は少ない職員区分への積極的な配置 嘱託職員（学校校務員）で女性職員を増やす 令和5年度以降の雇用に対し、3人以上の採用を目標とする
-----	--

<対策> 令和4年4月～

- ・採用試験（学校校務員）で性別不問を強調
- ・公正で適正な採用試験の実施及び採用